

(写)

4 武監第132号

令和4年8月22日

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市監査委員 名古屋 友 幸

武蔵野市監査委員 浜 田 けい子

令和3年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率等を審査したので、その結果について次のとおり提出します。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査

第3 審査の期間

令和4年7月20日から同年8月22日まで

第4 審査の概要

審査にあたっては、武蔵野市監査基準に従い、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

「第4 審査の概要」に掲げたとおり審査した限りにおいて、下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

記

（単位 %）

	令和3年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—（注）	11.41	20.00
連結実質赤字比率	—（注）	16.41	30.00
実質公債費比率	—1.1	25.0	35.0
将来負担比率	—（注）	350.0	

注 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないことを表している。

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく水道事業会計資金不足比率及び下水道事業会計資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査

第3 審査の期間

令和4年7月20日から同年8月22日まで

第4 審査の概要

審査にあたっては、武蔵野市監査基準に従い、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

「第4 審査の概要」に掲げたとおり審査した限りにおいて、下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

記

（単位 %）

	令和3年度決算	経営健全化基準
水道事業会計資金不足比率	—（注）	20.0
下水道事業会計資金不足比率	—（注）	20.0

注 資金不足比率「—」は、資金不足額がないことを表している。